

平成23年度マンション維持修繕技術者登録更新及び再登録のご案内

1. 登録の更新について

※再登録に関しては6ページをご覧ください。

(1) マンション維持修繕技術者登録証の更新について

マンション維持修繕技術者の登録証の有効期間は、登録日から5年を経過した日までとなっております。登録証の有効期間が満了する登録者については登録の更新手続きを行っていただきますが、本年度の登録更新にあたっては、下記の通り「①小論文の提出」または「②更新講習の受講」のいずれかを要件といたします。

小論文を提出した方でその内容が「適」と判定された方、又は更新講習を修了した方に新しいマンション維持修繕技術者登録証を交付します。

(2) 更新手続きの流れ

※ いずれかをお選びいただきますが、①と②では手続や費用が異なりますのでご注意ください。

①小論文提出の方 (2頁「4. 小論文の提出」を参照)	②更新講習受講の方 (4頁「5. 更新講習の受講」を参照)
<p data-bbox="220 913 801 1167">小論文による更新の更新料払い込み 登録更新申込書・登録更新申請書の提出</p> <p data-bbox="497 1167 523 1211">↓</p> <p data-bbox="220 1227 801 1323">資格認定委員会による審査後、 「適」と判定</p> <p data-bbox="497 1323 523 1368">↓</p> <p data-bbox="220 1368 801 1440">新しい登録証の交付</p>	<p data-bbox="833 913 1391 1189">講習受講による更新の更新料払い込み 登録更新申込書・登録更新申請書の提出 更新講習の受講、修了</p> <p data-bbox="1120 1211 1145 1256">↓</p> <p data-bbox="874 1323 1385 1391">新しい登録証の交付</p>

2. 登録更新対象者

(1) 対象者

登録証記載の有効期限が2012年(平成24年)3月31日までの方

3. 更新の要件

以下のいずれかの要件を満たしていただくことが必要です。

(1) 小論文の提出・・・「4. 小論文の提出」をご覧ください。

(2) 更新講習の受講・・・「5. 更新講習の受講」をご覧ください。

4. 小論文の提出 ※更新講習受講を選択される場合は4ページをご覧ください。

(1) 下記の中からひとつを選択して小論文を作成してください。

テーマ番号・テーマ	内 容
1. マンション維持修繕技術者の役割	マンション維持修繕技術者が担う現在の役割と、今後の期待及びその倫理観について論ずる。
2. マンション建築・設備の変遷と調査診断手法について	マンションの建築方法や設備材料の変化に伴う、調査診断手法のあり方についてどうあるべきかを論ずる。
3. 長期修繕計画とマンションの長寿命化について	長期修繕計画の作成をするに当たり、長期的な維持保全のあり方と改良工事等の考え方について論ずる。
4. 近年のマンション設備改修について	最近の設備改修のニーズとその修繕設計の進め方についてどうあるべきかを論ずる。
5. マンションと耐震改修促進法	一部のマンションが耐震改修促進法における特定建築物に該当する。その耐震改修の進め方について管理組合への対応を含めてどうあるべきかを論ずる。

(2) 作成方法

文字数 1, 000字以上2, 000字以内。

※ テーマ番号、テーマ、登録番号、氏名、勤務先名を記載。

※ 手書きでも結構ですが、ワープロ作成を推奨します。

※ ワープロの場合は、基本として文字サイズ・字送りともに11ポイント、行送り18ポイント、1ページ40字×40行を目安として横書き、日本語で作成して下さい。

※ 下記の作成例を参考にテーマ番号、テーマ、登録番号、氏名、勤務先名（ない場合は不要）を記載して下さい。

※ 小論文の作成に当たっては、参考テキスト「マンション維持修繕技術ハンドブック」（編者：当協会、発行：(株)オーム社 定価10, 500円）を活用されることをお勧めします。

<作成例>

テーマ番号 ○ テーマ ○○○○○○○○○○○○について <div style="text-align: right;"> 登録番号○○○○○号 虎ノ門次郎 (株)虎ノ門管理 </div>
--

(3) 小論文の書き方

①小論文は以下のような点に留意して作成して下さい。

- ・論理的な構成、表現となっているか
- ・多角的観点・視点から検討されているか
- ・自己の体験談、関心事だけで論じられていないか

- ・ 反対説・反対意見などへの配慮がなされているか 等
- ②市販の書籍や文献、インターネットのホームページ等を参考に作成してもかまいませんが、引用する場合には末尾に必ず出典を明記して下さい。
- ③書籍や文献、ホームページ等からその過半を引用したり、他者の作成した小論文に酷似しているものは審査の対象といたしません。

(4) 更新にかかる諸費用

更新料（論文判定・更新手数料・消費税含む）は、3,000円
お支払い方法については、「6. 登録更新に必要な書類」をご覧ください。

(5) 申込方法

上記の諸費用をお振り込みいただき、「6. 登録更新に必要な書類」を参照の上、小論文と登録更新申込書及び登録更新に必要な書類を簡易書留郵便にて当協会宛に送付して下さい。

送付先：〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-13-3 虎ノ門東洋共同ビル2階
（社）高層住宅管理業協会「マンション維持修繕技術者登録更新」係
小論文の提出方法については、電子メールでの送信も受付けておりますので下記を参照して下さい。

小論文の提出方法

電子メールによる提出	<ul style="list-style-type: none"> ① ワードプロソフト(マイクロソフトWord)により作成の上、電子メールに添付して下記アドレス宛に送信して下さい。 ② メールの件名は「更新小論文」とし、添付ファイル名には「登録番号・氏名」を打ち込んでください(例:00000号・虎ノ門次郎)。 メールアドレス gijyutsusha@kanrikyo.or.jp ③ 送信後、「6. 登録更新に必要な書類」をご郵送下さい。
郵送による提出	上記ワードプロソフトを使用して作成したものを郵送で提出する場合は、作成した小論文を保存した電子媒体(CD等)と「6. 登録更新申請に必要な書類」をあわせてご郵送下さい(媒体は返却いたしません)。

(6) 小論文・登録更新申請書提出締切日

平成24年2月22日(水)(当日の送信・消印有効)

(7) 審査・判定

ご提出いただいた論文は、マンション維持修繕技術者資格認定事業委員会で審査を行い、その結果が「適」と判定された方について登録の更新を行います。

(8) 論文の公表

提出された論文のうち構成、内容、表現等について「優秀」と判定された小論文については、ご本人の同意のもとに当協会ホームページに掲載させていただく場合があることにご承諾いただきます。

5. 更新講習の受講 ※小論文提出を選択される場合は2～3ページをご覧ください。

更新講習を東京、大阪の2会場で開催します。

(1) 日時

東京会場 平成24年2月17日(金) 13:30～16:40

大阪会場 平成24年2月22日(水) 13:30～16:40

(2) 開催会場

東京会場： 東京八重洲ホール

東京都中央区日本橋3-4-13

大阪会場： 綿業会館

大阪府大阪市中央区備後町2-5-8

(3) 講習科目

- ① マンション維持修繕技術に関わる法規類の概要とその最新動向
- ② マンション維持修繕技術者の役割と最近の維持修繕技術の動向

(4) 更新にかかる諸費用

更新料(受講料・更新手数料・消費税含む) 8,000円

テキスト購入者の更新料 18,500円(参考テキスト代含む)

参考テキスト代 10,500円(消費税込み): テキストは、平成22年4月に発行されました「マンション維持修繕技術ハンドブック(編者: 当協会、発行: 株オーム社)」となりますが、既にテキストをお持ちの方又は、テキスト不要の方は8,000円のみのお支払いとなります。お支払い方法については、「6. 登録更新に必要な書類」をご覧ください。

※ 当日講習を欠席された場合には、更新料をお返しできませんので予めご了承ください。なお、講習前日までに取消しの連絡があった場合には、更新料に限り所定の振り込み手数料を減額した額を還付いたします(テキストに関しては、後日郵送させていただきます)。

(5) 申込方法

上記の受講料を振り込み、「6. 登録更新に必要な書類」をご参照の上、登録更新申込書と登録更新に必要な書類を簡易書留郵便にて当協会宛に送付して下さい。受講申し込み締め切り後に受講票を発送いたします。

送付先: 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-13-3 虎ノ門東洋共同ビル2階
(社) 高層住宅管理業協会「マンション維持修繕技術者登録更新」係

(6) 受講申込締切日

平成24年2月6日(月) (※当日の消印有効)

6. 登録更新に必要な書類 ※小論文提出者、更新講習受講者共通

登録更新の書類として下記のものが必要となります。小論文提出の方は作成した小論文と共に下記書類を簡易書留郵便にて送付して下さい。

(1) マンション維持修繕技術者登録更新申込書 1通

小論文の提出か更新講習受講かの選択、テキストの要・不要及び希望受講地等の必要事項を記入して下さい。

(2) マンション維持修繕技術者登録更新申請書 1通

更新者用の申請者には、あらかじめ従前の登録事項が印字されていますので、訂正・変更がある場合には、訂正・変更欄に記入して下さい（特に変更等がない場合にも、訂正・変更欄空欄にて必ず同封してください）。

(3) 登録証用写真（カラー写真） 1枚

- ・ 大きさ 縦3cm・横2.4cm、
 - ・ 無帽・無背景、正面から撮影したもの
 - ・ 申請前6カ月以内に撮影されたもの
- ※ 写真裏面に氏名と登録番号を記入して下さい。
（クリップ等で写真表面に傷がつかぬようご注意ください。）

(4) 更新料振込済み証（写し）の貼付

更新料は下記口座へ各金融機関備え付けの用紙又は、ATMにてお振り込みいただき、手数料の振込みの際に金融機関から発行される振込済み証の写しを、登録更新申込書の裏面に貼付して下さい。

※お振込みに要する手数料は、申請者のご負担とさせていただきます。

※お振込金額は、4. 小論文の提出と5. 更新講習の受講の場合では金額が異なりますので、それぞれの更新手数料の項目をご確認下さい。

三井住友銀行	東京公務部(店番号096)
	普通預金 No.0163259
口座名義	社団法人高層住宅管理業協会
	修繕更新口

7. マンション維持修繕技術者登録簿

マンション維持修繕技術者登録簿は、マンション維持修繕技術者に関する事項を記載したもので、当協会が管理いたします。登録簿に掲載される事項は以下の通りです。

- | | |
|----------|----------------|
| ①氏名 | ⑦登録の有効期間が満了する日 |
| ②現住所・連絡先 | ⑧試験に合格した日 |
| ③生年月日 | ⑨勤務先 |
| ④性別 | ⑩勤務先住所・連絡先 |
| ⑤登録番号 | ⑪郵便物の送付先 |
| ⑥登録年月日 | |

8. 登録証の交付

(1) 登録証の交付

登録更新対象者に対しては、有効期限を5年後の2017年3月31日とする新しい登録証を発行します。

(2) 登録証が交付されない場合

次のいずれかに該当する場合は、登録証の交付ができません。

- ① 登録証更新交付申請書事項に虚偽の申請があるか、若しくは記載事項に不備がある場合
- ② 更新手数料が納付されていない場合

9. 登録の抹消

(1) 登録を受けている方が次のいずれかに該当する場合は、登録を抹消します。

- ① 後見開始又は保佐開始の審判を受けた方
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過していないとき
- ③ 破産者で復権を得ない方
- ④ 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき
- ⑤ 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたことが判明したとき

(2) 登録を受けている方が次のいずれか一つに該当するに至った場合は、登録を抹消されることがあります。

- ① 登録簿の記載事項に変更が生じた場合において、正当な理由がなく30日以内にその届出を怠ったとき
- ② 業務に関し不誠実な行為をしたとき

10. 再登録

既に登録の有効期間が満了したことにより登録が抹消された方で、再登録を受けようとする方は、毎年この登録更新期間（例年2～3月）に、更新と同じ手続きをすることにより再登録を受けることができます。申請書は、「**再登録申請書**」を提出して下さい（当協会HPよりプリントアウトもできます）。

<連絡先>

社団法人高層住宅管理業協会
試験研修部

TEL：03-3500-2720

FAX：03-3500-1261

<個人情報の取り扱いについて>

当協会では、申請者よりお送りいただいた個人情報は、登録及び登録更新の処理、事務連絡の目的にのみ限定して利用させていただきます。また、登録された情報を第三者に開示・提供はいたしません。